

# 平成23年度 ドライバー再教育講習促進助成金交付要領

## (目的)

第1条 この要領は、社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者がトラックドライバーに対する再教育の実施を促進する為、協会が指定する教習機関に自社のドライバー等を派遣した場合、費用の一部を助成することとし、経営安定の一助に資することを目的とする。

## (資格・要件)

第2条 助成対象事業者等は、社団法人奈良県トラック協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

## (指定教習機関)

第3条 助成対象となる指定教習機関は、次に掲げるとおりとする。  
奈良交通自動車教習所

## (助成講習研修)

第4条 助成対象となる講習は、次に掲げるとおりとする。

●奈良交通自動車教習所	・ドライバー再教育講習	受講料 1名 10,000円
	・安全運転管理者講習	受講料 1名 10,000円

## (助成額)

第5条 助成金額は、1名10,000円とする。

## (助成事業期間)

第6条 本要領に定める助成事業は、平成24年1月31日までとする。

## (助成金の交付)

第7条 協会は、指定教習機関より受講料の請求があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、交付するものとする。

## (キャンセル料金の負担)

第8条 講習日の前日から起算して7日目以降のキャンセルは、その料金（10,000円）を会員事業者が負担しなければならない。

## (助成金の交付限度)

第9条 予算を消化次第、本助成金は終了する。

## (報告の義務)

第10条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

## (その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

## (附則)

- この要領は、平成19年5月28日より実施する。

## 予 算 額

●奈良交通自動車教習所	・ドライバー再教育講習	1名10,000円×70名 =700,000円
	・安全運転管理者講習	